

札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会設置規則を次のように制定する。

平成28年1月12日

札幌市長 秋元 克広

札幌市規則第1号

札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会設置規則

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、今後の高齢者の社会参加支援の在り方について調査審議するため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第2項の規定に基づき、札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 第2条第2項の規定による委員会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。